

競技関連規定

2023年版

New-DSCJ

ニューダンサーズサポートカウンスイルオブジャパン運営委員会

目 次

| | | |
|-----------------|---------------------|----|
| New-DSCJ 競技規則 | 第 1 章 総則 | 2 |
| | 第 2 章 公認競技 | 2 |
| | 第 3 章 主催団体の義務 | 5 |
| | 第 4 章 審査員 | 6 |
| | 第 5 章 選手 | 6 |
| New-DSCJ 競技実施規定 | | 8 |
| New-DSCJ 昇降級規定 | | 10 |
| | 昇級基準 | 11 |
| | 降級基準 | 12 |

*** 第1章 総則 ***

(名称)

第1条 本則はニュー・ダンサーズ・サポート・カウンシル・オブ・ジャパン(英文表記: New Dancers Support Council of Japan 以下、New-DSCJ とする)競技規則と称する。

(目的)

第2条 本則は New-DSCJ に参画する団体が New-DSCJ の公認を受けて実施するアマチュアを対象とするダンス競技会の具体的な実施方法等を定めることを目的とする。

プロフェッショナルを対象とする競技会の実施方法等については、各実施団体が任意に定める規則等によるものとし、本則には含まない。

*** 第2章 公認競技 ***

(公認競技)

第3条 New-DSCJ が公認する競技は次のとおりとする。

1. 一般クラス競技

Aクラス～Dクラス及びノービス(Nクラスとも称す)。

(男女共原則として年齢による出場制限なし。女性同士のカップルも可)

2. 年齢別シニアクラス競技

1) ミドル・シニア A～B クラス (Mシニア)

(パートナーの一方が 45歳以上、もう一方が 40歳以上の誕生日を年内に迎えるカップル)

2) グランド・シニア A～B クラス (Gシニア)

(パートナーの一方が 55歳以上、もう一方が 50歳以上の誕生日を年内に迎えるカップル)

3. レディース競技

Aクラス～Dクラス及びノービス。またはオープン戦も可。

(女性同士のカップルに限る。原則として年齢による出場制限なし)

(競技種目と競技順序)

第4条 New-DSCJ が公認するダンス競技の実施種目と競技順序は原則として次のとおりとする。

1. スタンダード競技：ワルツ、タンゴ、ヴィニーズワルツ、スローフォックストロット、クイックステップ
2. ラテン競技：サンバ、チャチャチャ、ルンバ、パソドブレ、ジャイヴ

(オープン競技とクローズド競技)

第5条 競技はオープン競技とクローズド競技とに区分し、次のとおりとする。

1. オープン競技とはいかなる地域の選手の出場も認めるものをいう、ただし地域予選通過を求めることがある。
2. 公認競技は、オープン競技とすることを原則とする。
3. クローズド競技とは、指定した地域外からの選手の出場を認めないものをいう。
4. 競技をオープン競技とするか、クローズド競技とするかは主催者が決定する。
(ただし、あらかじめ New-DSCJ の承認を得なければならない)

(公認の申請)

第6条 主催団体は競技会開催日の2ヶ月前までに必要な事項を記入した申請書を New-DSCJ に提出し公認認可を得なければならない。

(公認料)

第7条 主催団体は、別に定める公認料を New-DSCJ に納めなければならない。

(出場の区分)

第8条 公認競技会の出場区分については、次のとおりとする。

1. クラス別競技
 - 1) 出場カップルは、男性と女性又は女性同士とする。
 - 2) 男性は自己クラス区分及びそれより上位のクラス区分に出場できるが、下位のクラス区分に出場することはできない。
 - 3) 女性は自己クラスにかかわらず、いずれのクラス区分にも出場できる。但し、男性役で出場する場合は 2) に準ずる。
 - 4) 同一競技会の同一部門においては、異なるリーダー又はパートナーと複数の競技区分に出場することはできない。ただし、主催者が認めた場合はその限りでない。
 - 5) その他出場区分に於いて特に制限を設けない。

(公認クラス別競技の成立条件)

第9条 公認クラス別競技の成立には以下の条件を要する。

1. 最低でも申し込み(エントリー)組数2組以上、及び当日出場組数2組以上であること。
2. 申し込み(エントリー)組数1組または当日欠場により出場組数1組となった場合、当日1組で出場することを条件に、降級規定対象競技成立とする(1次予選を1回通過したとみなす)。
3. ノービス競技に限り、申し込み(エントリー)組数1組または当日欠場により出場組数1組となった場合でも競技成立とする。

(曲の演奏時間とテンポ)

第10条 曲の演奏時間とテンポは次のとおりとする。

公認競技会の決勝では、曲の演奏時間を1分30秒以上とし、予選及び準決勝では1分15秒以上とする。ただしヴィエニーズワルツとクイックステップ、パソドブレ、ジャイヴは1分以上とする。各種目のテンポは、原則として下記のテンポが望ましい。

- ワルツ・・・・・・・・・・(28～30)
- タンゴ・・・・・・・・・・(31～33)
- ヴィエニーズワルツ・・・・・・・・(58～60)
- スローフォックストロット・・(28～30)
- クイックステップ・・・・・・・・(50～52)
- サンバ・・・・・・・・・・(50～52)
- チャチャチャ・・・・・・・・(30～32)
- ルンバ・・・・・・・・・・(25～27)
- パソドブレ・・・・・・・・・・(60～62)
- ジャイヴ・・・・・・・・・・(42～44)

(競技の採点方法)

第11条 競技の採点方法は次のとおりとする。

1. 競技の採点は、スケーティングシステムを採用し、準決勝まではチェック法、同点決勝及び決勝では順位法を用いる。
 2. 予選及び準決勝においては原則として出場組数の半数以上が次のラウンドに進まなければならない。ただし同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合はその限りではない。
 3. 予選で選ぶべき選手数及びヒート数は主催側がこれを決定する。欠場によって出場組数がUP数以下となった場合は出場組数をエントリー組数とみなしてUP数を定めることができる。
 4. 決勝の選出組数は6組、準決勝は12組を原則とする。
 5. 降級対象の競技区分は、1次予選通過選手は原則として申し込み組数の50%～75%とする。
 - 1) 7組～12組の場合は、準決勝からの開始とする。
 - 2) 主催者判断により9組までフリーパスとして準決勝を行える。
 - 3) 6組以下(競技成立を条件とする)の場合は、決勝からの開始とする。
フリーパスの準決勝を行うことも出来る。
- ※ 1)、2)、3)の場合は、出場者は降級規程に定める1次予選を通過したものとみなす。

(同点が出た場合の決定戦)

第12条 準決勝及び決勝戦において同点が出たときに決定戦を行う場合は次のとおりとする。

1. スタンダード・ラテン両部門とも全種目、全審査員によることを原則とする。
ただし、競技長と審査員長が協議し第1番目の種目のみで行うことができるものとする。
2. 曲の演奏時間は1分以内とすることができる。
3. 採点は順位法によるものとする。

(フロアの面積)

第13条 公認競技会におけるフロアの面積は、原則として1組20平方メートル以上とする。

(昇級及び降級)

第14条 公認クラス別競技の昇級及び降級については別に定める「New-DSCJ 公認クラス別競技会昇降級規程」によるものとする。クラスは昇降級規程に従い、出場カップルのパートナー双方に与えられる。

* * * 第 3 章 主催団体の義務 * * *

(公認の明示)

第 1 5 条 主催団体は New-DSCJ の公認を得た競技会であることを発表し、主要な印刷物等には「New-DSCJ 公認」の文字と「公認認可番号」を明記しなければならない。

(賞状の交付)

第 1 6 条 主催団体は決勝出場選手に主催者名のある賞状または、順位の証明書を交付しなければならない。

(賞状の交付)

第 1 7 条 主催団体は競技終了後に出場選手全員の採点結果を公表しなければならない。

(New-DSCJ への報告)

第 1 8 条 主催団体は競技会終了後 1 週間以内に入賞選手名、出場組数及び審査員名等の主要事項を New-DSCJ へ報告しなければならない。

* * * 第 4 章 審査員 * * *

(審査員の資格)

第 1 9 条 New-DSCJ が公認した競技会の審査員は、別に定める「New-DSCJ 審査員規程」により認定を受けた公認審査員でなければならない。但し New-DSCJ 運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

(審査員の人数)

第 2 0 条 公認クラス別競技会の審査員の数は、原則として次のとおりとする。

1. 一般クラス別戦、シニアクラス別戦、レディース戦は 3 名～7 名とする。
2. 公認クラス別競技以外の競技区分に於いては審査員の数は特に問わない。

*** 第5章 選手 ***

(所属とクラス)

第21条 公認競技会に出場する選手の所属とクラスは次のとおりとする。

1. 選手が New-DSCJ 公認競技会に初めてエントリーする際には、申告により他のダンス競技団体にて保持するその時点のクラスを New-DSCJ におけるその選手のクラスとすることができる。申告なき場合はクラス無し(一般区分ではノービス)とする。
2. New-DSCJ 公認競技会にエントリーして以降は、New-DSCJ の定める昇降級規程によって、年度末等の規定のタイミングで新たなクラスが付与される。

(出場選手データ登録)

第22条 New-DSCJ は競技の実施に必要な選手の個人データについて、次のとおりとする。

1. 選手が New-DSCJ 公認競技会に初めてエントリーした時点で、それらのデータが「出場選手データ」として New-DSCJ に登録される。
- ※(附則1) 選手は、ノービス競技区分にて規定の条件を満たして昇級となった場合に、昇級権を放棄して「出場選手データ」が登録されることを拒否することができる。
- ※(附則2) 上記(附則1)の場合、その選手は同一年度内の他の New-DSCJ 公認競技会にエントリーすることができない。
- ※(附則3) さらにこの場合、放棄された昇級権は次の上位成績者に付与される。これにより昇級権を付与された選手はその昇級権を条件なく放棄できる。

(出場選手データ登録 手数料)

第23条 選手は、初めての公認競技会エントリー時点、及び毎年度末の出場選手データ更新時に、出場選手データ登録管理手数料として所定の金額を New-DSCJ に納付する。その額と納付手順は New-DSCJ が別途定める。

(ゼッケン)

第24条 公認競技において選手は、主催者が配布するゼッケンを定められた位置に付けて競技する。ゼッケンはその形状やサイズを変えてはならない。

(シード)

第25条 いかなる選手も特別にシードを認められた競技会以外は、最初のラウンドから出場しなければならない。

(出場の申込み)

第26条 公認競技の出場申込み(エントリー)は、原則として New-DSCJ が指定する標準書式によるものとする。

* * * New-DSCJ 競技実施規定 * * *

(目的)

第1条 本規定は New-DSCJ 競技規則の規定に基づき、New-DSCJ 公認競技会の運営内容について定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規定は New-DSCJ 競技規則 第3条の公認競技会に適用するものとする。

(競技種目数・フィガー制限及び服装)

第3条 公認クラス別競技における各クラス区分の競技種目数・使用フィガーの制限の有無及び服装の規定については、本規定の(別表1-1~4)の通りとする。

1. 各競技区分の実施種目数は、全ラウンドを通じて上記により定めた種目数で実施することを原則とするが、競技時間の短縮や競技負荷の軽減を要するなどの事情がある場合は、主催者の判断により決勝を除くラウンドで種目数を1種目減じて実施してもよい。
2. 決勝ラウンドはそのラウンドに進出した全選手が一同に演技する「グループ競技」で実施することを原則とするが、実施種目のうちの1種目を、出場選手が1組ずつ演技する「ソロ競技」の形式で実施してもよい。この場合、New-DSCJ 競技規定 第4条に定める種目の競技順序を適宜変更してもよい。ただし、同規定 第11条に定める採点方法を変えてはならない。
3. 主催者はこれらの実施条件を、シラバス(競技会開催要項)により事前に公開し、エントリーする選手に周知しなければならない。

(同日同区分2開催)

第4条 Aクラス~Dクラス競技会については地域事情等により、特例として同日同区分2開催を認める。ただしその場合、異なるパネルの審査員による審査とすることを原則とする。

(施行)

第5条 本規定は2023年1月1日から施行される。

New-DSCJ 公認競技会の競技種目、フィガー制限及び服装

(別表1-1) A~N クラス

| 区分 | スタンダード種目 | ラテン種目 | フィガー | 服装 |
|------|----------------------|----------------------|------|--------|
| Aクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |
| Bクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |
| Cクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |
| Dクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |
| Nクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装又は平服 |

注1：女性同士の出場は可、但し女性同士の服装は服装規定を遵守の事。

注2：服装については規則の限りではない。

(別表1-2) ミドル(M)シニア A,B クラス

| 区分 | スタンダード種目 | ラテン種目 | フィガー | 服装 |
|----------------|----------------------|----------------------|------|----|
| ミドルシニア Aクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |
| ミドルシニア Bクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |

(別表1-3) グランド(G)シニア A,B クラス

| 区分 | スタンダード種目 | ラテン種目 | フィガー | 服装 |
|-----------------|----------------------|----------------------|------|----|
| グランドシニア Aクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |
| グランドシニア Bクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |

(別表1-4) シニアオープン

| 3 | スタンダード種目 | ラテン種目 | フィガー | 服装 |
|----------------|----------------------|----------------------|------|----|
| シニア オープンクラス | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 主催者により、種目数を定めるものとする。 | 自由 | 正装 |

*** New-DSCJ 昇降級規程 ***

(目的)

第1条 本規定は New-DSCJ が公認する New-DSCJ 認定 A クラス～N クラス、ミドルシニア・グランドシニア・シニアオープンの A クラス～B クラスとレディースに於ける出場選手データ登録選手の昇級及び降級の基準を明確に定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規定は New-DSCJ 公認競技の A クラス～N クラス、ミドルシニア・グランドシニア・シニアオープンの A クラス～B クラスとレディースに適用するものとする。

(競技年度)

第3条 競技会の年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。

(昇級)

第4条 昇級については別表 1-1、1-2 による。

ここでの成績とは競技会終了後の New-DSCJ の公式な最終成績を指し、クラスは個人に付与される。

昇級基準の適用は、その年度内に於ける成績を対象とし、翌年度に繰り越さない。

(昇級条件)

第5条 競技成立を条件に、最低 1 組は昇級とする。昇級条件の最下位が同点の場合は同点の全組を昇級対象とする。

(降級)

第6条 降級については別表 2-1、2-2 による。

ここでの成績とは競技会終了後の New-DSCJ の公式な最終成績を指し、クラスは個人に付与される。

降級基準の適用は、その年度内に於ける成績を対象とし、翌年度には繰り越さない

(昇降級優先順位)

第7条 競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は、上位のクラスの昇降級判定を優先する。

(降級特別措置)

第8条 出産・怪我及び疾病（医師の診断書を要す）により一定期間以上の療養を要する場合や、長期の海外出張（勤務先の証明書を要す）などで年度を通じて競技会に出場できない場合は、登録更新までに New-DSCJ の本部に申告することにより、妥当と認められれば、降級規定の適用を特例として免除する。

(施行)

第9条 本規定は 2020 年 1 月 1 日から施行される。

New-DSCJ 昇級基準

(別表 2-1) 一般 A~N クラス別競技

| 昇級 | 昇級基準 | 昇級期日 |
|--------------------|--|---------|
| ノービスから D クラスへ | ノービス競技に出場した全組（競技当日出場組数の 100%） （最大 6 位まで） | 即日昇級 |
| 下位クラスから C クラスへ | D クラス以下の登録選手が D クラス以上に出場し、エントリー組数の 20% 以内 （端数切上、最大 6 位まで）の成績を年間 2 回以上得た場合。 | 1 月 1 日 |
| 下位クラスから B クラスへ | C クラス以下の登録選手が C クラス以上に出場し、エントリー組数の 20% 以内 （端数切上、最大 6 位まで）の成績を年間 2 回以上得た場合。 | 1 月 1 日 |
| 下位クラスから A クラスへ | B クラス以下の登録選手が B クラス以上に出場し、エントリー組数の 20% 以内 （端数切上、最大 6 位まで）の成績を年間 2 回以上得た場合。 | 1 月 1 日 |
| A クラスから SA クラスへ | New-DSCJ が定める全国メイン競技会にて、年度内に 4 回以上、優勝または決勝で日本人最上位の成績を取めたカップル、あるいはこれと同等以上の成績を有し、かつボールルームダンスの発展に寄与したと認められる選手で、New-DSCJ による審議を経て認定を受けた場合。 | 1 月 1 日 |

(別表 2-2) ミドルシニア・グランドシニア A~B クラス別競技

| 昇級 | 昇級基準 | 昇級期日 |
|---------------------|--|---------|
| 下位クラスから 各 A クラスへ | シニア B クラス戦及びシニア上位クラスに出場し、エントリー組数の 20% 以内 （端数切上、最大 6 位まで）の成績を年間 2 回以上得た場合。 | 1 月 1 日 |

New-DSCJ 降級基準

(別表3-1) 一般A~Dクラス別競技

| 降級 | 降級基準 | 降級期日 |
|-----------------|--|--------|
| SAクラス | 降級しない。但し、カップルを解消した場合は返上する。 | |
| Aクラスから Bクラスへ | 年度を通じ「Aクラス競技会」に於いて1次予選を2回通過できなかったとき。 または、年度を通じてAクラス競技会に3回以上出場し、かつミドルシニア・グランドシニアのAクラス競技会で1次予選を1回も通過できなかった時。 | 12月31日 |
| Bクラスから Cクラスへ | 年度を通じ「Bクラス競技会」に於いて1次予選を2回通過できなかったとき。 または、年度を通じてBクラス競技会に3回以上出場し、かつミドルシニア・グランドシニアのBクラスまたはAクラス競技会で1次予選を1回も通過できなかった時。 | 12月31日 |
| Cクラスから Dクラスへ | 年度を通じ「Cクラス競技会」に於いて1次予選を2回通過できなかったとき。 | 12月31日 |
| Dクラスから Nクラスへ | 年度を通じ「Dクラス競技会」に於いて1次予選を2回通過できなかったとき。 | 12月31日 |

(別表3-2) ミドルシニア・グランドシニアAクラス別競技

| 降級 | 降級基準 | 降級期日 |
|-------------------|--------------------------------------|--------|
| 各Aクラスから 各Bクラスへ | 年度を通じ、各Aクラス競技会に於いて1次予選を2回通過できなかったとき。 | 12月31日 |

以下の注1~4は別表3-1及び3-2に適用される

注1：同点の場合は、同点の全組が対象となる。

注2：申し込み組数は問わないものとする。

注3：準決勝または決勝から始まる場合は予選を通過したものとする。

注4：New-DSCJ 全国メイン競技会とは New-DSCJ が年度毎に別途定める。

(附 記)

| | | | | |
|----------|----|-----------|----|-----------|
| 2019年暫定版 | 発行 | 2019年1月1日 | 施行 | 2019年1月1日 |
| 2020年版 | 発行 | 2020年1月1日 | 施行 | 2020年1月1日 |
| 2023年版 | 発行 | 2023年1月1日 | 施行 | 2023年1月1日 |